

第6章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

1 海岸漂着物のモニタリング等

海岸漂着物対策（回収・処理、発生抑制）の実施効果を確認、検証するため、海岸漂着物等の漂着や発生状況について、三県一市が協力して定期的にモニタリングを行うこととします。また、その結果を今後の海岸漂着物対策の目標設定や効果的な発生抑制対策の実施に活用することとします。

このほか、海岸漂着物対策を進めるには、漂着ごみだけでなく、漂流ごみ、海底ごみの実態把握や発生原因の究明等が重要であることから、環境省が実施するこれらの調査に協力するとともに、関係市町、漁業者等と協議して対策に取り組んでいきます。

2 計画の推進と見直し

県は、本計画の着実な進捗を図るため、協議会に計画の実施状況及び海岸漂着物のモニタリング結果等を報告することとします。

また、社会情勢や海岸漂着物の実態等の変化により、必要に応じて計画内容の見直し等を行います。

3 流木の発生抑制

平成23年9月の紀伊半島大水害では、流木が河川の氾濫や落橋の一因となっていることから、河川への間伐材の流出状況等を踏まえ、今後の間伐施業のあり方について検討していきます。

また、災害時の流木等は、豪雨による山腹崩壊などに伴う倒木とともに、間伐材も流出することから、渓流沿い等の場所に伐採木や枝などを放置しないよう、森林組合や林業事業者などに注意を促します。

表 6-1 森林における発生抑制の取組

種類	発生原因	発生抑制対策		
		項目	主な内容	実施状況 (伊勢農林水産商工環境事務所の取組事例)
流木・灌木	伐採、枝打ち後の放置、流出	河川への流入防止	林業事業体による間伐材、残材等の適正管理や利用促進(周知、実践)	・森林組合、林業事業体に対する指導(伐採木の等高線並べ、沢近くでの伐採木放置の禁止) ・森林の団地化による集約化施業の推進(適正な間伐) ・木材の多段階利用の推進(残材、木材の端材利用のための搬出)